

神奈川県柔道整復師協同組合 代表者 殿

神奈川県労働局長



神奈川県最低賃金の改定に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)につきましては、令和2年10月1日から「時間額1,012円」に引き上げることいたしました(改定前1,011円、1円引き上げ)。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、改定される神奈川県最低賃金額を広く県民の皆様へ周知する必要があると考えております。

つきましては、別添(原稿例)を参考に、貴団体に発行されている会員向け会報誌やホームページがございましたら、最低賃金の改定についての記事掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面を郵送又はFAX等にてお知らせいただけましたら幸甚に存じます。

担当 神奈川県労働局 労働基準部賃金室  
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-37  
電話 045-211-7354  
FAX 045-211-7360

